

令和 4 年 8 月 3 日 開会

令和 4 年 8 月 8 日 閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

目

次

8月定例会会期及び議事日程	2	金子健一認定審査課長兼給付課長	12
8月定例会付議事件	3	野副芳昭議員	12
△ 8月3日(水)		金子健一認定審査課長兼給付課長	12
出欠議員氏名	5	野副芳昭議員	12
地方自治法第121条による出席者	5	金子健一認定審査課長兼給付課長	12
開 会	6	野副芳昭議員	13
会期の決定	6	山下明子議長	13
議事日程	6	貞島秀晴消防副局長兼警防課長	13
諸報告	6	諸泉定次議員	13
議案上程	6	金子健一認定審査課長兼給付課長	14
提案理由説明	6	柿内信一郎消防副局長兼総務課長	15
坂井英隆広域連合長	6	貞島秀晴消防副局長兼警防課長	16
議案に対する質疑	7	諸泉定次議員	16
議案の委員会付託	7	金子健一認定審査課長兼給付課長	16
広域連合一般に対する質問	7	諸泉定次議員	16
野副芳昭議員	7	金子健一認定審査課長兼給付課長	17
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	8	諸泉定次議員	17
金子健一認定審査課長兼給付課長	8	柿内信一郎消防副局長兼総務課長	17
野副芳昭議員	9	諸泉定次議員	17
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	9	散 会	18
野副芳昭議員	9	△ 8月8日(月)	
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	9	出欠議員氏名	19
野副芳昭議員	9	地方自治法第121条による出席者	19
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	9	開 議	20
野副芳昭議員	9	委員長報告・質疑	20
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	10	諸泉定次介護・広域委員長	20
野副芳昭議員	10	討 論	21
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	10	採 決	21
野副芳昭議員	10	議決事件の字句及び数字等の整理	21
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	10	会議録署名議員指名	21
野副芳昭議員	10	閉 会	21
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	11	(資料)	
野副芳昭議員	11	一般質問項目表	24
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	11		
野副芳昭議員	11		
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	11		
野副芳昭議員	11		
貞島秀晴消防副局長兼警防課長	12		
野副芳昭議員	12		

8 月 定 例 会

◎ 会 期 6 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 3 日	水	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託、広域連合一般に対する質問、散会
2	8 月 4 日	木	(常任委員会)
3	8 月 5 日	金	休 会
4	8 月 6 日	⊕	休 会
5	8 月 7 日	Ⓜ	休 会
6	8 月 8 日	月	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、議決事件の字句及び数字等の整理、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 8月定例会付議事件

○ 広域連合長提出議案

- 第17号議案 令和3年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第18号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第19号議案 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
- 第20号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第21号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
- 第23号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

○ 報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書
- 第2号報告 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費精算報告書の報告について

令和 4 年 8 月 3 日

令和4年8月3日(水)

午前10時13分 開会

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 堤 克彦
4. 諸 泉 定次	5. 野 副 芳昭	6. 白 石 昌利
7. 古 川 輝英	8. 筒 井 佐千生	9. 川 崎 健二
10. 御 厨 洋行	11. 江 原 新子	12. 久 米 勝也
13. 中 村 宏志	14. 実 松 尊信	15. 永 渕 史孝
16. 松 永 憲明	17. 川 副 龍之介	18. 重 松 徹
19. 川原田 裕明	20. 山 下 明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂 井 英 隆	副広域連合長	横 尾 俊 彦
副広域連合長	江里口 秀 次	副広域連合長	内 川 修 治
副広域連合長	伊 東 健 吾	副広域連合長	池 田 一 善
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	森 留美子
事 務 局 長	石 橋 祐 次	消 防 局 長	片 渕 義 孝
副局長兼総務課長兼業務課長	宮 崎 直 樹	消防副局長兼総務課長	柿 内 信一郎
消防副局長兼警防課長	貞 島 秀 晴	認定審査課長兼給付課長	金 子 健 一
予 防 課 長	谷 口 英 也	情 報 指 令 課 長	砥 川 勇 人
佐賀消防署長	東 山 哲 三		

◎ 開 会

○山下明子議長

おはようございます。ただいまから、令和4年8月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○山下明子議長

初めに、会期の決定を議題とします。お諮りします。今定例会の会期は、本日から8月8日までの6日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から8月8日までの6日間と決定しました。

◎ 議事日程

○山下明子議長

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

◎ 諸 報 告

○山下明子議長

次に、日程により諸報告を行います。報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより御承知をお願いします。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和4年2月4日から令和4年8月2日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

3月1日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度12月分)

3月25日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度1月分)

4月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年

度2月分)

6月1日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度3月分)

6月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度4月分)

(一般会計・特別会計等の令和4年度4月分)

7月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度5月分)

(一般会計・特別会計等の令和4年度5月分)

◎ 議案上程

○山下明子議長

次に、日程により、第17号から第23号、以上の議案を一括して議題とします。

◎ 提案理由説明

○山下明子議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第17号から第19号までの議案は、令和3年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年度決算に伴う諸経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第20号議案「一般会計補正予算(第1号)」は、補正額約2,457万円で、補正後の予算総額は、約15億6,131万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置等となっております。

次に、第21号議案「介護保険特別会計補正予算

(第1号)」は、補正額約12億536万円で、補正後の予算総額は、約334億6,039万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

次に、第22号議案「消防特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約4,543万円で、補正後の予算総額は、約52億4,520万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型整備経費に係る債務負担行為の設定を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、第23号議案「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」は、杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴い、規約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○山下明子議長

これより、議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○山下明子議長

次に、日程により、議案の委員会付託を行います。

第17号から第23号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第17号議案 令和3年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

第18号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

第20号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第1号)

第21号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

第23号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

○消防委員会

第19号議案 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

第22号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第1号)

◎ 広域連合一般に対する質問

○山下明子議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許可します。

○野副芳昭議員

おはようございます。神埼市の野副芳昭です。通告していました2項目について質問します。

まずは、熱中症による救急搬送された方の状況と予防への対策と取組について質問します。

各地で記録的な暑さを観測し、例年以上に熱中症への警戒が必要になります。6月には観測史上最高となる40.2度を記録した群馬県や、東京都心でも35度以上の猛暑日を観測しています。電力供給では、政府は電力需給ひっ迫注意報を発令しました。また、電気料金の高騰もあり、今後はエアコンの活用をためらう人も出てくると思われます。

統計によりますと、熱中症で救急搬送される人は年間数万人に上り、死者数も増加傾向で、近年は1,000人以上が死亡する年が多くなっていると発表しています。そのような状況の中で、屋内での節電に対して協力しようとするのは大事ですが、体調を崩さないよう、無理のない範囲で実践することが求められています。

このような社会情勢で、中部広域連合管内における今年の熱中症患者の救急搬送状況について、最も多くの救急搬送した月や人数はどのようになっているのか、質問します。

続いて、介護事業所の体制強化についての質問です。

新型コロナウイルス感染症拡大による感染症や近年の集中豪雨などによる風水害の自然災害への

○野副芳昭議員

それでは、再質問させていただきます。

熱中症による救急搬送の再質問であります。

6月27日から7月3日までの直近1週間の搬送者数は1万4,353人、6月20日から26日までは4,551人というふうに全国ではなっております。先週の3.2倍に増えているというふうなことで、5月以降の1週間としては最高の月だったというふうに報道もされています。

都道府県別においては、東京の2,030人、埼玉1,383人、愛知1,030人などの順番で、佐賀県は95人というふうな報告もされております。5月1日から7月3日までの累計搬送者数は、前年度に比べて3.4倍の2万4,495人だったということも報道されております。

そこで、ただいま今年の管内における状況を報告していただきました。非常に多くの熱中症患者を搬送していただいているというふうな状況ですが、前年度と比べてどのような状況なのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

お答えします。

前年度比4.5倍でございます。

以上でございます。

○野副芳昭議員

管内においても、前年度に比べると、熱中症の数はやっぱり増えている状況というふうに考えることができると思います。

全国では、6月に熱中症患者を救急搬送した数が、今年は過去最高であったと公表しておりますが、全国でこの統計を取り始めたのは何年からなのか。もちろん広域連合管内でも、これに準じて統計を取っておられるというふうに思いますが、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

総務省消防庁における全国の熱中症患者の搬送の調査開始は2008年からで、7月から9月までの3か月間の調査でした。2010年からは6月から9月までの4か月間の調査となり、さらに2015年には5月から9月までの5か月間の調査となり、現在に至っております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

佐賀中部広域連合消防局でも統計を取っておられるというようなことですが、2008年は7月から、2010年には6月から、今年の調査開始は4月25日から10月2日までとなっておりますが、総務省消防庁の7月5日の発表によると、6月に熱中症で救急搬送された人が全国で1万5,657人となり、2010年度以降、初めて1万人を上回ったとの速報値を発表しております。初めて1万人を超え、6月の1か月として過去最高となっております。

これまでは2011年の6,980人が最も多かったとのことですが、今年、熱中症が全国で1万人を超えた原因をどのように捉えているのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

気象庁が公表している消防局管内での最高気温の月平均は、4月、22.1度、5月、26.1度、6月、29.1度、7月、33度でした。特に今年は6月に入り夏日が続き、6月下旬からは梅雨明けとなり、真夏日や猛暑日に至る状況です。

7月に熱中症患者の搬送が多かった原因は、総務省消防庁が報道で述べられているとおり、梅雨明け後から気温が急激に上がり暑さが続いたため、体が暑さに慣れず順応できなかったことが原因だと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

これは、一つは温暖化による夏日、真夏日、猛暑日、酷暑日というふうなことが早くなってきているのも一つの状況じゃないかなと、また、夜は熱帯夜が原因というふうなことも考えられると思います。それと同時に、6月下旬から全国を襲った猛暑の影響も見られるというようなことも報道されています。7割が6月24日から30日の1週間に集中しているというふうなことも言われていますが、消防庁の担当者の方においては、異例の猛暑に加え、急に気温が上がったため、体が慣れず体温調節が追いつかなかった可能性があると分析されております。

国の発表によると、15府県で搬送後に死亡が、

6月29日に7人、7月1日に10人など、1週間では27人で、前の週に比べると23人の増加になっているというようなことです。

管内において、熱中症によりお亡くなりになった方はおられますか。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

救急隊は患者を医療機関に搬送した後、医師から初診時に判断した死亡や重症度の情報を得ております。

今年7月末日までに熱中症を搬送した方で、医師の初診時に死亡と判断された方は1名ございます。

以上でございます。

○野副芳昭議員

管内でも亡くなられた方がおられるということで、とても残念に思いますが、そういうことがないように、しっかり予防というものをさせていただきたいというふうに思います。

次に、熱中症の発生で多かった場所と発生したときの状況等を、例えば、年齢別の区分でした場合、10代はどういうふうなところなのか、20歳から65歳未満と、実際、現役で働いておられる方が主なのですが、そういうふうな方たちの熱中症の場所、それと、65歳以上の高齢者の方たちが熱中症を起こされた場合、どのような場所で多く発生しているのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

消防局管内で熱中症により救急搬送した10代は約90%で、屋外で運動または運動後に発症しております。20歳から65歳未満では約40%で、屋外や屋内での仕事、作業によるものが多く、次いで、約20%で屋外の運動での搬送が多い状況でした。65歳以上は、約30%で屋外や屋内での農作業によるものが多く、次に、約20%で屋外での運動や歩行、自転車走行が多い状況でした。また、約10%で自宅内の高温下で熱中症を発症されています。

以上でございます。

○野副芳昭議員

国において、過去最多となった6月、熱中症による搬送者は、特に65歳以上の高齢者が目立ったというふうなことを報道されています。65歳以上

で全体の5割、57%を占めておるということです。記録的な猛暑が続く中、熱中症が原因と見られる死亡事例は室内でも相次いで発生、場所は自宅などが4割ということも書いてありました。

厚生労働省によると、高齢者の熱中症の原因となるのは、高齢者が若年層に比べて体内水分量が少なく、喉の渇きなどに対する自覚症状も乏しいということで熱中症のリスクが高いというふうに言われています。

各地の小・中・高では、5月以降、体育の授業や学校行事で児童生徒が救急搬送されるケースが頻発しております。特に先ほど話されたように、10代は運動中ですね。30代から50代だと、作業中に熱中症になることが多いと。高齢者は自宅にいて熱中症になることが多い中で、住居が6,343人、44.2%、そのほか、道路が2,568人、17.9%だというふうに報道しています。搬送者の5割超を65歳以上の高齢者が占め、発生場所の4割は住居だったというふうなことです。

それぞれの年代において熱中症の原因が分析されておりますが、熱中症予防対策についての取組はどのようにしておられるのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

消防局におきましては、ホームページに熱中症の搬送件数と熱中症についての注意喚起の掲載や、応急手当講習会等のイベント時に注意喚起を行っているところです。また、構成市町の広報紙への掲載やラジオ、テレビ及びケーブルテレビでのマスメディアを利用した注意喚起も積極的に行っているところです。

注意喚起の内容は、特になるべく暑さを避け、エアコンや扇風機の適正利用、適度な水分補給と休憩、日頃の体調管理を訴え、熱中症になった場合の対処方法を説明しています。

以上でございます。

○野副芳昭議員

中部広域管内においての取組というふうなことで今お伺いしまして、いろいろホームページ等においてのこととか、イベントとかいうようなときに広報活動しているということですが、国、県はどのような取組を行っているのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

国では熱中症対策推進会議で、内閣府と総務省消防庁、厚生労働省、環境省等の関係省庁が共同で、熱中症予防に関するリーフレットが作成されています。また、各省庁のホームページ上では、総務省消防庁は1週間ごとの熱中症による搬送人員を公表し、気象庁及び環境省では、暑さ指数に基づく熱中症警戒アラートの情報発信をしています。

県では、各省庁作成の熱中症予防に関するリーフレットや通知を各市町へ周知し、また、ホームページ上で熱中症予防及び対処法を掲載しています。

当局につきましては、各省庁の情報に基づき、ホームページや応急手当講習時の指導、マスメディアの活用、各市町の広報紙への広報をしています。

以上でございます。

○野副芳昭議員

普通一般的に環境省などでは、湿度や日射も考慮した暑さ指数というふうなことも発表しています。それと同時に、危険な日には、今先ほど答弁でもありましたように、熱中症警戒アラートを発令しているというふうなことなのですが、気温がそれほど高くなくても、湿度が高いと汗が蒸発しにくく、体から熱を逃すことができなくなることもあるので、これぐらいなら我慢できると判断せずに、夜間でも適切にエアコンをつけることが大切であるというふうなことも言っております。

電力逼迫との関連を、国や県はどのような対策を講じているのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

今年、経済産業省から夏の省エネルギーの取組についてが決定され、エアコンについては熱中症に気をつけた上で、無理のない範囲で室温設定を呼びかけているところです。現在、全国で電気の安定供給が確保できる見通しとなり、国の熱中症対策推進会議で作成した熱中症予防に関するリーフレットに積極的なエアコンの使用を呼びかけております。

県でも積極的にエアコンを使用し、室内で涼し

く過ごすよう広報しています。

当局では、暑さに対し無理をしないよう、積極的なエアコンの適正利用を広報しているところです。

以上でございます。

○野副芳昭議員

高齢者の方たちにおいては、エアコンの使用とか、暑さを我慢せずに冷房を使ってほしいというふうなことを報道関係でしっかり伝えてあるというふうなことですよね。

特にまた10代、小学生、中学生、高校生等は運動中というふうなことで、また、部活動等に対する熱中症予防に対して、どのようなことを学校関係に促しているのか、お尋ねします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

文部科学省で「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成し、県の教育機関等にガイドライン作成を指導しています。

ガイドライン作成の手引きの内容は、熱中症警戒アラートの情報から、授業中や部活中の暑さに対する柔軟な対応をすること等の記載があります。

県ではガイドライン作成の指導を含め、文部科学省からの通知を県及び市町の教育関係に周知していることを聞いております。また、教育機関等の体育主任者に対し、事故防止教育を熱中症に関することも含めて行われているとのことでした。

当局では、教育機関等に対する応急手当講習で、無理のない運動、または運動の中止や適切な休憩と水分補給を指導しています。また、屋外でのマスクについては、国の熱中症対策推進会議で作成した熱中症予防に関するリーフレットに記載のとおり、近距離の会話をするとき以外は熱中症予防のため、マスクを外したほうがよいことを知らせています。

以上でございます。

○野副芳昭議員

やっぱり学生においては、運動したり、体育の授業があったり、屋外での運動もあるというふうなことで、室内でもありますが、人との距離が確保できる場合はマスクの必要はないというふうなことで、暑さを考慮し、適切に着脱することが必

要であるというふうなことです。

今後は夏本番を迎えますが、熱中症予防対策においては、小まめな水分補給、休息、熱中症対策の徹底を呼びかけております。佐賀中部広域連合においても、喉が渇いたと感じる前から小まめな水分補給、マスクを着用すると熱が逃げにくくなるので注意をというふうなことを呼びかけておられます。

熱中症で救急搬送される人は年間数万人にも上る、死者数も増加傾向にありまして、近年、亡くられる方が多くなってきています。節電に協力することはとても大切なことではありますが、体調を崩さないように無理のない範囲で実行すべきであるというふうなことをお伝えしたいと思います。

それと同時に、熱中症予防を行うことにより救急搬送を未然に防ぐこと、それと、救急搬送していただいている救急隊の方の負担軽減にもつながるといふふうに思います。

今後も学校、職場、地域における広報活動を続けていただき、地域住民の生命、身体を守っていただき、広域消防における質問を終わります。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

先ほど4月から203名の方を救急搬送したとお答えしましたが、161名でした。訂正をお願いします。(13ページで訂正)申し訳ございません。

○野副芳昭議員

続きまして、事業継続計画の再質問をさせていただきます。

先ほど答弁でもありましたように、中身においては詳しく説明していただきました。ということで、緊急事態が発生したときに、何を差し置いてもこれだけは最優先でやらなければいけないというふうな業務を決め、遂行するための計画だということは理解できました。現在は経過措置期間中であるとのことですが、この事業継続計画は厚生労働省が定めた運営基準であります。何年から介護事業所に作成を義務づけられ、作成の猶予期間はいつまでなのか、お尋ねします。

○金子健一認定審査課長兼給付課長

介護事業所の事業継続計画の作成には、3年間の経過措置期間が設けられております。令和6年

4月1日から義務化されます。そのため、令和6年3月31日までに作成する必要がございます。

以上でございます。

○野副芳昭議員

作成が2024年3月までと義務づけられておりますが、令和6年3月31日まで努力義務ということでもありますけれども、もし介護事業所が令和6年4月1日以降も計画を作成していなかった場合、どのようになるのか、罰則があるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○金子健一認定審査課長兼給付課長

お答えします。

経過措置期間が終了した令和6年4月以降も計画の作成がされていない場合には、現時点ではそのことですぐに処罰されたり、介護報酬を減算したりというようなことはありません。

しかしながら、令和6年4月以降の実地での運営指導等において計画が作成されていないことを確認した場合には、運営基準違反として対応することになります。この場合は文書による指導を行い、期限を定めて改善報告を求め、業務継続計画が作成されるまで確認を行うこととなります。

以上でございます。

○野副芳昭議員

この業務継続計画を今は努力義務というふうなことで、事業所においては、大変厳しい事業所もあると思うんですね。それを本当に期日までにできるかどうか、一生懸命やっておられる事業所もありますので、そこら辺は懇切丁寧に事業所のほうへの指導も必要になってくるというふうに思いますので、そこら辺をよろしくお尋ねしたいと思います。

この感染症の業務継続計画の作成状況に関わる全国の調査によれば、まだ作成するめどは立っていないとする回答が約2割を超えていたと。まだめどが立っていないというのが全国で2割と。この状況を連合としてはどのように捉えておられるのか、また、どのような事業所が作成に苦勞しておられると思っているのか、お尋ねします。

○金子健一認定審査課長兼給付課長

小規模な介護事業所などについては、時間的に

も人員的にも余裕がなく、また、経過措置期間も3年と長いということもあり、先延ばしにして着手されていないことが考えられます。そのため、本広域連合で周知を図っている厚生労働省の支援策についても、十分に把握されていないという懸念もあります。

しかしながら、現時点において、既に3年の経過措置のうち半分が過ぎようとしているため、本広域連合といたしましては、引き続き厚生労働省の計画作成に係る支援策の周知に努めていきます。

また、計画作成の進め方が分からない介護事業所に関しましては、相談があれば個別に対応するなどして、令和6年3月までには全ての介護事業所が計画を作成できるように、必要な助言や支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

今の答弁でもありましたように、管内においても、小規模施設などが余力に乏しいというふうなことですよね。

そこで、やはり効果的な作成支援が求められるというふうに思うんですよ。効果的なやつですね。余力に乏しい小規模な事業所ほど、業務継続計画作成のめどが立たない割合は高いというふうに思われます。

特にコロナ感染症は、現在、爆発的な感染者数を記録しております。感染症だけでなく、今後は自然災害が起こることも想定しておらなければなりません。感染が拡大した場合や災害が発生しても、生活の場である介護施設では、容易にこのサービスを中断することはできないというふうに思います。感染症が出ましたから閉鎖しますとか、災害が起きましたから閉鎖しますとか、そういうようなことは簡単にできないと思います。

施設で初期にやるべきことを詳しく決めておくこととスムーズに対応ができるというふうなことも考えられますので、運営を続けていくためには初期対応の手順を決めておくことが不可欠ではないかなというふうに思います。感染症だけでなく、自然災害も重要に考えておかなければならないというふうに思います。

国の考えも踏まえて、この業務事業計画の作成に対しては、広域連合は介護事業所に厚労省の手引、ひな形を提供したりというふうな活動もやっておられますね。説明されております。また、動画で作成方法を説明したりとか、解説したりとかというふうなこともやっておられるということですが、こういうふうな支援策を把握していない事業所もあると、把握していない、理解してできていない、分からないというところもあるということ聞いています。自治体が作成支援をきめ細かく施設に伝える取組を後押しするというふうなことが大切になってくると思います。

また、事業所側の方も、最初から高い完成度を狙うんじゃなくて、まずは基本的な業務計画づくりというふうなことも言っただければ気が楽になると思うんですよ。指導の中においてですよと、基本的なことを出してくださいと、それを基に研修とか訓練とか、そういうふうなことをしながら改善していくという柔軟な姿勢が、私は今後求められるんじゃないかなというふうに思っております。そういうふうなことを踏まえて、今後、広域連合の事業所に対する指導、支援等を期待して、質問を終わります。

○山下明子議長

答弁は要りませんか。

(「はい、答弁はいいです」と呼ぶ者あり)

一般質問の答弁の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

先ほど熱中症の救急搬送した人数の修正を行いました。改めて再修正させていただきます。

令和3年の7月末までが161名、令和4年7月末までが203名でした。(12ページを訂正)申し訳ありませんでした。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉です。通告により、介護行政と消防行政について質問いたします。

まず、総括質問で介護行政について質問いたします。

小城市では、芦刈町にある小規模多機能施設が

コロナ禍等で利用者の減、さらには職員確保等々で約2年間休止しておりました。今年に入り再開しておりますが、こうした新型コロナ感染拡大等で利用者の減など、経営的にも大変厳しいところがあるのではないかと思います、佐賀中部広域連合管内での休止、廃止、新規の傾向はどのようになっているのか、質問いたします。

次に、ケアマネジャーの現状について。これも小城市では人的に大変厳しい現状と聞きます。ケアマネジャーの不足の現状が管内ではないのか、また、ケアマネジャーの資格試験の現状はどうなっているのか、資格を持つ人が現場で減っているのではないかと思います、まず、現状について質問いたします。

また、通告しております介護事業所の空白地区については、これまでの総括質問と併せて一問一答で質問することとします。

次に、消防行政です。

待望の佐賀広域消防局が令和3年度の3か年事業で完成しました。より高度化された情報通信司令室や、何より佐賀県にはなかった防災学習広場が設置されました。この異常気象が続く中で、県内でも令和元年、令和3年と豪雨による大規模な水害が発生しております。

私は7年間自治会の会長をしてきて、自主防災組織のつくりや、AED講習会や避難訓練等を自治会で行ってきました。そうしたときに佐賀広域消防局に防災学習広場が設置され、大変うれしく思っています。昨年5月に運用開始されて、たまたま運が悪いことに、新型コロナで一時的に閉鎖されたりもしましたが、この施設にける期待は大きいものがあります。

そこで、利用状況について、年齢層、住所、曜日の分類や、PRについてどのようにされているのか、質問いたします。

次に、アシストスーツの導入について質問いたします。

このアシストスーツは救急隊員の腰に対する負担軽減になると思われ、茨城県つくば市、神奈川県海老名市や鎌倉市では導入されています。このアシストスーツの導入の検討はされていないのか

どうか、質問いたします。

最後に、過去2回、今回で3回目になりますけれども、隊員の再任用の現状と定年引上げの対応をどのようにされているのか、再任用の人員と配置はどうされているのか、質問いたします。

以上、総括質問といたします。

○金子健一認定審査課長兼給付課長

初めに、介護事業所の休止、廃止、新規指定の傾向と現状についてお答えいたします。

介護保険事業計画の第5期の最終年度に当たる平成26年度までは、新規指定が廃止の件数を年間で20件から30件程度上回るほど、介護事業所の数は増加しておりました。しかし、第6期に入りました平成27年度以降において、平成27年度は新規指定が21件、廃止が24件、平成28年度は新規指定が38件、廃止が33件というように、令和元年度までの5年間は新規指定と廃止の件数がそれほど変わらず推移しております。

最近2か年の休止も含んだ状況といたしましては、令和2年度は新規指定が41件、廃止が23件、休止が15件、令和3年度は新規指定が20件、廃止が12件、休止が22件となっております。

コロナ禍においても、新規指定が廃止の件数を上回っておりますので、休止する事業所はありますが、介護事業所が減少している状況は見受けられません。

次に、ケアマネジャーになるための試験の状況についてお答えいたします。

ケアマネジャーになるためには、毎年、各都道府県で実施されます介護支援専門員実務研修受講試験に合格する必要があります。その試験の佐賀県における最近の実施状況につきましては、令和元年度は、受験者471人のうち合格者は71人で、合格率は15.1%、令和2年度は、受験者441人のうち合格者は62人で、合格率は14.1%、令和3年度は、受験者472人のうち合格者は76人で、合格率は16.1%となっております。令和3年度の全国の合格率である23.3%と比べましても、佐賀県の合格率は低い状況にあると考えております。

実際に本広域連合圏域内の介護事業所から、勤務されていたケアマネジャーが退職される場合な

ど、新たに募集しても申込みがなく、後任を探すことが大変難しいという話を聞くことがあります。介護保険制度が始まった当初から現役で勤務されていたケアマネジャーの方の定年や高齢化による退職等を考慮しますと、今後、不足していくおそれがあると考えております。

以上でございます。

○柿内信一郎消防副局長兼総務課長

私のほうから、消防行政の(1)防災学習広場の利用状況について、(3)再雇用のあり方についてを答弁させていただきます。

まず、防災学習広場の利用状況についてお答えします。

防災学習広場は住民の皆様には防災意識を高めていただく体験型施設として、新庁舎建設の際に佐賀消防署に併設し、令和3年5月10日に運用を開始しております。

施設の概要につきましては、身近な暮らしの中から、災害の視点と防災力を学ぶ佐賀散歩コーナーや、消防署の日々の業務や消防車両について学ぶ佐賀消防コーナー、このほか、シミュレーターによる地震や風水害の体験を通して、災害が起きたときの危険や正しい行動、備えについて学ぶ地震、風水害体験コーナーなど、お子様から御年配の方まで幅広く防災について学んでいただける施設でございます。

施設の概要や利用方法につきましては、消防局のホームページや各種広報紙への掲載でPRを行っているところです。

昨年5月の運用開始から今年7月末までの利用状況について御説明させていただきます。

年齢層別では、幼児185人、小学生386人、中学生(17ページで訂正)80人、一般の方が950人となっております。

構成市町ごとに申し上げますと、佐賀市1,403人、多久市44人、小城市56人、神埼市64人、吉野ヶ里町19人となっております。このほか、管外からも15人利用されております。

利用者総数は1,601人、月平均では約106人となっております。曜日別に見ますと、全体の約4割の方が日曜日に御利用されております。

利用者の方からは、意識していなかった危険箇所を知ることができて、とても勉強になった。大雨のときなどに体験を生かそうと思ったなどの意見をいただいております。

運用開始当初から新型コロナウイルスの影響を受け、人数制限や一時閉館しなければならない期間もございましたが、コロナ禍の施設利用状況といたしましては、うまく運用できていると考えております。

防災学習広場については以上でございます。

次に、再雇用の在り方について答弁いたします。

まず、再任用職員の現状についてお答えします。

平成19年度から運用を開始しました再任用制度の任用体系は、フルタイム勤務に加え、短時間勤務を設定し、勤務形態としては交替制勤務及び毎日勤務を設けまして、健康面及び体力面を考慮しながら、若年層に対する技術の継承など、その能力を最大限に活用するための効率的な運用を進めております。現状としては、退職者のほとんどが再任用を希望していることから、任用についてもできる限り希望に沿った配置としているところであります。

現在の任用状況を申し上げますと、交替制勤務として26人を任用しており、その内訳は、フルタイムが16名、短時間勤務が10名となっております。また、毎日勤務として3名を任用しており、フルタイム勤務が2名、短時間勤務が1名となっております。再任用職員としては合計29名を任用しております。

今後の運用につきましても、再任用職員の能力や特質を考慮した適材適所の配置を進めていき、消防力の強化維持に努めていきたいと考えております。

次に、定年引上げへの対応についてお答えいたします。

定年引上げにつきましては、少子高齢化が進み生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していく必要があります。そのため、定年が段階的に引き

上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、法律が改正されたものであります。

定年の引上げと、これに伴う諸制度の施行に向けましては、国の制度を踏まえ、構成市町の条例改正等の動向を注視するとともに、現在の再任用制度からの移行につきましても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○貞島秀晴消防副局長兼警防課長

まずは、アシストスーツについて御説明します。

議員がおっしゃるとおり、この装置は腰に装着することで、重量物を持ち上げるとき、足腰の負担を軽減させるものです。実際、本局でも職員の負担軽減を考慮し、既に運用されている3消防本部と同じ装置を試着し検証しましたが、装置自体が大きく、狭い場所での活動には支障を来し、また、センサーが筋肉の動きを感知し、アシストする力が発生するため、前かがみで点滴など救命処置をするとき、思わぬ方向に力が入り、救急活動には不向きとの意見がありました。

また、リース契約で実際に導入している3消防本部に聞き取り調査をしたところ、装置を装着したままでは運転席、助手席に座れないや、救急活動の狭い室内、階段では装置が妨げとなり、活動時に壁など傷つけてしまうおそれがあるなど救急活動には即していないと、全ての消防本部とも同じ回答がありました。

以上のことから、この装置に関しましては、当局では現在のところ導入の予定はなく、今後、装置の小型化や機能面でメーカー改良等の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答をさせていただきます。

先ほどの答弁を聞きながら思ったのは、ケアマネジャーについても、全国平均の合格率が23.3%に対して、県内で過去3年間で最高によかったのが令和3年度の16.1%、あとはそれ以下ですよね。

全国平均よりか合格率が極めて悪いと、こういうことで本当にケアマネジャーが充足できるのかどうか、また後日質問したいと思います。

そこで、私の一問一答ですけれども、グループホームや小規模多機能居宅介護など、介護事業所の分布に偏りが無いかということで一問一答させていただきます。

私の知る限り、どうしてもまち部に偏り、山間部には施設そのものが限られており、そういったところでの新規事業者の偏りは無いのかどうか、質問いたします。

○金子健一認定審査課長兼給付課長

グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、本広域連合圏域内に23の日常生活圏域を設定して整備を進めております。

グループホームの現在の状況は、23の日常生活圏域のうち、22の圏域において整備されております。

小規模多機能型居宅介護の現在の状況は、23の日常生活圏域のうち、16の圏域において整備されております。

これらの地域密着型サービスについて、現時点では周辺部や山間部に未整備の日常生活圏域が見受けられます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、先ほど答弁がありましたけれども、地域密着型サービスについて未整備の生活圏域が見受けられるという現状で、本当に山間部など空白地区となっていないのかどうか、現状どうなっているのか、質問いたします。

実は私も富士町の山奥で、今は亡くなりましたけれども、義理の父の介護を妻と対応しました。非常に限られた施設と、何せ農業一筋でしたので国民年金で、お金があれば有料老人ホームなど十分な対応ができるでしょうけれども、お金が限られ、介護事業所も限られ、さらに老老介護、それから、独居世帯ではどうなるのか、私の数少ない経験でも本当にどうしていいのか、ほとんど困りました。

こういうことから、佐賀中部広域連合として介護事業所の空白地区の対策はどうしようとしているのか、質問いたします。

○金子健一認定審査課長兼給付課長

本広域連合圏域内に介護保険のサービスが全くない日常生活圏域はございませんが、山間部の一部の圏域において、主要な地域密着型サービスでありますグループホーム及び小規模多機能型居宅介護が整備されていない圏域がございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そういう答弁というのは想定しておりました。非常に不満でありますけれども、私の介護に対する一問一答はこれで終わります。

次に、消防行政の一問一答に移りたいと思います。

先ほど答弁いただきました防災学習広場について、現状を聞きましたけれども、防災学習広場については、この建設計画が佐賀消防局の改築の計画が上がったときから、私も消防委員会に所属しておりましたので、こういう施設をぜひ造ってほしいということをやっていると聞いてまいりました。そういう中でこの施設ができたということで思い入れもありますけれども、今後、先ほど答弁いただきましたけれども、今後の利用促進、それから、学校関係、地域自治会、企業など各種団体、市民にどのようなPRも含めて対応されるのか、質問いたします。

○柿内信一郎消防副局長兼総務課長

まず、先ほどの総括の中で述べさせていただきましたことで語句が間違っておりましたので、その訂正をさせていただきます。

先ほど年齢別にお答えしたところで、中学生と私が申しましたが、これは中高生でございますので、訂正をお願いいたします。(15ページを訂正)恐れ入ります。すみません。

続きまして、先ほどの一問一答についてお答えさせていただきます。

コロナ禍の状況を見ながらとはなりますが、今後も消防局のホームページや広報紙への掲載を行い、新聞やテレビなどを活用しながら積極

的なPRを行い、地域の自主防災組織や学校教育の一助となるような施設活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

私の質問は、もうあっさり終わるわけですが、最後に私が言いたいことを言わせていただきたいと思っております。

消防行政の中で、再雇用の現状ということでお尋ねして答弁いただきましたけれども、私がずっと思っているのは、消防は警察、自衛隊と並んで危険業務に従事されている方々であります。国の施策で年金支給開始が65歳ということになって、いよいよ再雇用や、来年度から公務員の定年延長が導入されますけれども、私は市民の生命、財産を守る一刻を争う緊急事態に対応されている方々が、消防行政に限って言いますと、20代、30代、40代の若い方と60歳の還暦を過ぎた方が一緒に出動する、これは交替制の方も含めて大変肉体的にもきついのではないかとこのように思っております。

この隊員の再任用問題については、これで3回目の質問になります。本来、佐賀消防局長、または坂井連合長にどう思われるのか質問したいのですが、なかなかそういうことをヒアリングで言いますと、いい顔されませんので、私の一般質問は執行部を追及することが目的ではなく、いかに市民、住民に行き届いた行政サービスを充実されるかということに重点を置いた質問ですので、思いとは裏腹に局長や連合長の答弁を求めず、若干質問内容を変えた形の消防局の見解を求めてきたところでありますけれども、もうこれで3回目ですので、はっきり言わせていただくということで、言いたいことの1つには、近年、異常気象で豪雨による大規模な水害被害も出ております。それだけに広域連合の各首長は経験豊富な消防隊員のOBを採用し、自主防災組織や自主防災訓練など、やる事がいっぱいあります。

私が言いたいのは、総括の中で言いましたけれども、地域で自主防災訓練や自主防災組織をつくるときに、この人たちの存在というのは非常に大

きかったです。小城市でも大きく、私も随分助かりました。そして、私が言いたいことは、還暦を過ぎた隊員の方々が若手隊員と変わらぬ業務だけするというのはいかかなものかと、総務省消防庁に対して申入れをやってほしいと強く思っております。

以上、これは私の独り言ということで、答弁は要りません。言いたいことはいっぱいありますけれども、長くなると嫌われますので、私の一般質問を以上で終わります。

○山下明子議長

諸泉議員に申し上げます。

時間はまだ34分残っております。それで、質問されて答弁が必要であれば、答弁を求められたほうがいいと思いますが、よろしいですか。

(「いいです。またこの次もやりますので」と呼ぶ者あり)

では、執行部に申し上げますが、局長だとか連合長に対して質問があるというときには、それは抑えるのではなく、責任のある議会ですので、きちんと答弁ができるように取り次いでいただき、そこは局長も連合長も対応していただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「以上で終わります」と呼ぶ者あり)

以上で、広域連合一般に対する質問を終わります。

◎ 散 会

○山下明子議長

本日の日程は終了しました。

次の会議は、8月8日午前10時に開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時40分 散 会

令和 4 年 8 月 8 日

令和4年8月8日(月)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 堤 克彦
4. 諸 泉 定次	5. 野 副 芳 昭	6. 白 石 昌利
7. 古 川 輝 英	8. 筒 井 佐千生	9. 川 崎 健 二
10. 御 厨 洋 行	11. 江 原 新 子	12. 久 米 勝 也
13. 中 村 宏 志	14. 実 松 尊 信	15. 永 渕 史 孝
16. 松 永 憲 明	17. 川 副 龍之介	18. 重 松 徹
19. 川原田 裕 明	20. 山 下 明 子	

地方自治法第121条による出席者

副広域連合長	横 尾 俊 彦	副広域連合長	内 川 修 治
副広域連合長	伊 東 健 吾	副広域連合長	池 田 一 善
広域連合理事	中 尾 政 幸	監 査 委 員	力 久 剛
会 計 管 理 者	森 留美子	事 務 局 長	石 橋 祐 次
消 防 局 長	片 渕 義 孝	副局長兼総務課長兼業務課長	宮 崎 直 樹
消防副局長兼総務課長	柿 内 信 一 郎	消防副局長兼警防課長	貞 島 秀 晴
認定審査課長兼給付課長	金 子 健 一	予 防 課 長	谷 口 英 也
情 報 指 令 課 長	砥 川 勇 人	佐 賀 消 防 署 長	東 山 哲 三

◎ 開 議

○山下明子議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑

○山下明子議長

日程により、第17号から第23号、以上の議案を一括して議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

令和4年8月3日佐賀中部広域連合議会において付託された第17号、第18号、第20号、第21号及び第23号議案審査の結果、

第17号及び第18号議案は認定すべきもの、第20号、第21号及び第23号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和4年8月8日

介護・広域委員会委員長 諸 泉 定 次
佐賀中部広域連合議会
議長 山 下 明 子 様

消防委員会審査報告書

令和4年8月3日佐賀中部広域連合議会において付託された第19号及び第22号議案審査の結果、

第19号議案は認定すべきもの、第22号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和4年8月8日

消防委員会委員長 川 副 龍之介
佐賀中部広域連合議会
議長 山 下 明 子 様

○山下明子議長

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。

○諸泉定次介護・広域委員長

諸泉であります。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第18号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、サービスを提供する事業所が新たに開設されたことにより給付費が前年比で大きく伸びているとのことだが、どの地域に幾つ開設されたのかという質問があり、執行部よりもともと小城市に1事業所あったが、新たに佐賀市に1事業所が開設されたとの答弁がありました。

これに対し、委員より現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業所は小城市と佐賀市にあり、小城市の事業所は多久市と小城市在住の方、佐賀市の事業所は佐賀市在住の方が利用されているようだが、それ以外の神埼市、吉野ヶ里町については空白地域となっており、広域連合の圏域全体のことを考えると空白地域への事業所の開設などが必要と思うが、広域連合としてどう考えているのかという質問があり、執行部より事業所が応募してこない圏域もあり、圏域全体を網羅することはすぐには難しい。しかし、佐賀市にもう1か所開設される予定があり、今後も定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスに参入してもらえ事業所を増やせるよう対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

これに対し、委員より住み慣れた地域で充実した介護サービスが受けられるようにするという考え方があると思うが、施設も足りていない、介護サービスの種類も少ないという状況でどのように支援していくのかという質問があり、執行部より基盤整備計画を立てる中で、県の方針を踏まえながら、圏域内の均衡や介護サービスを供給する側の事業所の必要数を検討し、どのような対策が必要かを考えていきたいとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第18号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より介護保険料の負担軽減が不十分。介護サービスの地域間格差がある。事業所の職員確保にかかる支援策が不十分。基金残高が増えているにもかかわらず活用されていないとの観点から認定することに反対であるとの意

見もありましたが、採決の結果、第17号議案は全会一致で、第18号議案は賛成多数でそれぞれ認定すべきものと、第20号、第21号及び第23号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、介護・広域委員会の報告を終わります。

○山下明子議長

ここでお諮りします。

消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

これより先ほどの介護・広域委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。よって、介護・広域委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎ 討 論

○山下明子議長

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論を終わります。

◎ 採 決

○山下明子議長

これより第18号議案を採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

起立多数と認めます。よって、第18号議案は認定されました。

次に、第17号及び第19号議案を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第17号及び第19号議案は認定されました。

次に、第20号から第23号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第20号から第23号議案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○山下明子議長

この際、お諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎ 会議録署名議員指名

○山下明子議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堤議員、御厨議員、この2名を指名いたします。

◎ 閉 会

○山下明子議長

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

令和4年8月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時8分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 参 事 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 副 局 長 西 村 侯 二

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 弘 充

議 会 事 務 局 書 記 勝 見 伸 太 郎

議 会 事 務 局 書 記 倉 谷 裕

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 山下 明子

佐賀中部広域連合議会議員 堤 克彦

佐賀中部広域連合議会議員 御厨 洋行

会議録作成者 倉持 直幸
佐賀中部広域連合議会事務局長

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

佐賀中部広域連合議会
令和4年8月定例会

質問日	質問順	氏名	質問方式	質問事項
3日 (水)	1	野副芳昭	一問一答	<p>1 熱中症による救急搬送された方の状況と予防対策</p> <p>(1) 今年、熱中症患者を救急搬送した最も多い月と人数は</p> <p>(2) 全国の熱中症患者を救急搬送した調査はいつから始まっているか</p> <p>(3) 熱中症患者を多く搬送した月での原因は</p> <p>(4) 年齢別で多く発生した場所と、発生したときの状況は</p> <p>(5) 住民への熱中症に対する予防対策の取り組み状況は</p> <p>2 感染症や自然災害時の介護事業所の体制強化</p> <p>(1) 介護事業所の業務継続計画（BCP）とはどのようなものか</p> <p>(2) 介護事業所での作成状況はどのようになっているのか</p> <p>(3) 感染症や自然災害が発生した場合に備え、介護事業所が行うべきことは何か</p> <p>(4) 業務継続計画（BCP）の作成ができていない介護事業所に対する支援をどのように行っているのか</p>
	2	諸泉定次	一問一答	<p>1 介護行政</p> <p>(1) 介護事業所の現状 介護事業所の休止・廃止・新規の現状について</p> <p>(2) 介護事業所の空白地区について 介護事業所の空白地区の解消策は</p> <p>(3) ケアマネジャーの現状 ケアマネジャーの不足が言われているが、広域連合としての認識は</p> <p>2 消防行政</p> <p>(1) 防災学習広場の利用状況について 消防局に設置された防災学習広場の利用状況について年令層、住所、曜日の分類などやPRは</p> <p>(2) アシストスーツの導入などの負担軽減 救急隊員の負担軽減のアシストスーツ導入の検討は（つくば市や海老名市の取り組み）</p> <p>(3) 再雇用のあり方 再任用職員の現状、定年引上げへの対応</p>